

各生涯学習事業運営代表者 様
各利用団体代表者 様

仙台市教育委員会
教育長 福田 洋之

4 月 1 日以降の学校を活動場所とする各種生涯学習事業におけるマスク着用の見直し等について 【新型コロナウイルス感染症関連】

日頃より本市の生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 5 年 4 月 1 日から学校に適用される「マスク着用の考え方の見直しについて」（令和 5 年 2 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び、これを踏まえて改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023. 4. 1Ver. 9）」（令和 5 年 3 月 17 日付 4 文科初第 2507 号通知）を踏まえて、4 月 1 日以降の学校を活動場所とする各種生涯学習事業におけるマスク着用等の取扱いについて、下記のとおりとしますので、内容についてご確認ください。

なお、5 月 8 日以降の「5 類感染症」への移行後の感染症対策については、国等の見直し通知を受けた後にお知らせいたしますので、下記以外の感染症対策については、引き続き令和 4 年 8 月 30 日付 R4 教生生第 1496 号通知の記載内容のとおり取扱いを継続いたしますので、ご承知置さください。

児童生徒及び地域の皆様の健康を守るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、引き続きご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 本通知の対象となる各種生涯学習事業

社会学級／学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）／放課後子ども教室事業／
マイスクールプラン 21 推進事業／学校図書室等開放事業／土曜日の教育支援体制等構築事業

2. マスク着用の基本的な考え方

- 活動者については、学校を活動場所とする各種生涯学習事業において、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、マスク着用が推奨される場面（令和 5 年 3 月 9 日付 R4 教生生第 3197 号通知参照）においては、着用を推奨します。
- 様々な事情により、マスク着用を希望する活動者や着用ができない活動者もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにするとともに、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないようにすることとします。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう活動者に伝えることとします。

3. 活動の場面に応じた感染症対策について

各活動の実施にあたっては、令和 5 年 3 月 17 日付 4 文科初第 2507 号通知別添『「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策』を参考に対策を講じることが望ましいです。

4. その他

引き続き、基本的な感染対策は重要であり、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」とともに、効果的な「換気」の実施をしてください。